

令和3年(2021年)7月21日

令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（支援金）
補助事業者 様

長野県健康福祉部障がい者支援課長
(公 印 省 略)

令和2年度長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書【障がい分】の提出について（依頼）

日ごろから、本県の健康福祉行政に御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記補助金の交付に当たりましては、「長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障がい分）補助金交付要綱」第4第9号の規定により、補助事業完了後に「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書」を県に提出することを条件としています。

つきましては、下記により、当該報告書を御提出ください。

なお、当該報告書において仕入控除税額があるときは、仕入控除税額相当分の補助金を返還していただくこととなりますが、その手続きについては、別途御案内いたします。

記

1 報告事業

令和2年度長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障がい分）

2 提出書類

- (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第1号）
- (2) 添付書類

別添「消費税等に係る仕入控除税額の報告書 提出書類について」を御確認の上、該当する書類を添付してください。

3 提出期限

- ・消費税の確定申告義務のある事業者は、課税期間（補助対象経費にかかる課税取引が2期にわたる場合は、最後の課税期間）の消費税の確定申告後、概ね1か月以内に提出してください。
- ・消費税の確定申告義務がない事業者は、速やかに提出してください。

4 提出先・提出方法

〒380-8570 (住所記載不要)長野県庁 障がい者支援課 施設支援係 宛てに郵送をお願いします。

5 留意事項

- (1) 返還が生じない場合(0円)であっても、報告が必要です。(補助金の交付を受けた全事業者が報告対象です。)
- (2) 「消費税及び地方消費税の確定申告書」の写しを提出する必要がある場合には、該当する課税期間分の当該申告書の写しを必ず提出してください。
- (3) 報告書は法人毎に提出してください。
- (4) 対象経費にかかる取引が2期にわたる場合において、消費税の確定申告の控除税額の計算方法が期によって異なる場合は、別途御相談ください。
- (5) 本件は、障がい福祉事業分に係る御依頼です。

令和3年7月14日付け「令和2年度長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書【介護分】の提出について(依頼)」(長野県健康福祉部介護支援課)とは別に対応をお願いするものですので、御留意ください。

6 その他

- (1) 提出書類の様式は県ホームページにて掲載してありますので御活用ください。
(<https://www.pref.nagano.lg.jp/shogai-shien/kenko/shogai/2020koronasien.html>)
なお、県ホームページ掲載データを書面にてお送りすることも可能ですので、御希望の場合は、下記担当まで御連絡をお願いします。
- (2) 「消費税及び地方消費税にかかる仕入控除」の制度についての御質問等は、お近くの税務署又は顧問税理士等に御確認ください。
- (3) 既に御提出いただいている事業者におかれましては、お手数ですが、本通知等の内容を御確認いただき、再提出の必要がある場合(本通知を受け確認をした結果、提出内容に訂正が必要である場合や提出様式が異なる場合等)もしくは添付書類の追加提出が必要な場合には、再送をお願いします。
なお、障がい分に係る添付書類の様式は、介護分の様式と同一ですので、御承知おきください。

障がい者支援課施設支援係 (課長)高池 武史 (担当)瀧澤 ゆかり 〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2 電 話 026-235-7149 (直通) F A X 026-234-2369 E-mail fuku-shisetsu@pref.nagano.lg.jp
--